

## ○七尾ファンクラブ設置要綱

令和5年8月22日

告示第232号

(趣旨)

第1条 この告示は、七尾ファンクラブ（以下「クラブ」という。）を設置し、本市の自然、観光、物産等の魅力を発信することにより本市のファンを増やし、本市への愛着向上及び結びつきの強化により、関係人口の拡大を推進するため、クラブの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員等)

第2条 クラブに入会を希望する者は、次条に規定する方法により市長に申し込み、クラブの会員（以下「会員」という。）に登録するものとする。

2 会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) ホーム会員 七尾市に住所を有する者
- (2) レギュラー会員 七尾市外に住所を有する者

3 クラブの会費は、無料とする。

(登録)

第3条 会員登録は、七尾市LINE公式アカウントの会員登録・変更フォームより行うものとする。

2 会員は、前項で入力した事項に変更があった場合は、速やかに会員登録・変更フォームにて変更するものとする。

(会員証)

第4条 市長は、会員に対し、七尾市LINE公式アカウントから会員証を発行するものとする。

2 会員証は、会員本人のみが利用できるものとする。

(会員の役割)

第5条 会員の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本市のPR及び応援をすること。
- (2) クラブの会員拡大に協力すること。

(会員の特典)

第6条 会員は、次に掲げる特典を受けられるものとする。

- (1) 本市に関する情報提供
- (2) クラブが行うキャンペーンへの参加
- (3) 市内の指定する観光施設等での割引
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(禁止事項)

第7条 会員は、クラブの活動に当たって、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とすること。
- (3) クラブの名誉を傷つけ、又はその信用を失墜させること。
- (4) 七尾市暴力団排除条例(平成24年七尾市条例第4号)第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すること。
- (5) その他市長が不相当と認めること。

(退会)

第8条 会員は、クラブを退会しようとする場合は、七尾市LINE公式アカウントの退会フォームより行うものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) この告示の規定に違反した場合
- (3) 故意又は重大な過失によりクラブに損害を与えた場合
- (4) その他会員としてふさわしくない行為があったと市長が認める場合

(個人情報の管理)

第10条 市長は、保有する会員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び七尾市個人情報保護法施行条例(令和4年七尾市条例第42号)に基づき、適切に管理しなければならない。

(事務局)

第11条 クラブの事務局は、企画政策課内に置く。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、クラブの運営に関し、必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。